

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月13日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第22条第1項中「規則」を「消防法施行規則（以下「規則」という。）」に改める。

第55条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に、「高齢利用建築法」を「バリアフリー法」に改める。

第56条第3号及び第63条の2（見出しを含む。）中「高齢利用建築法」を「バリアフリー法」に改める。

第66条中「第4条第1項」を「第2条第3項」に改める。

第80条第1項各号列記以外の部分中「政令第7条に定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいう。」を「法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。別表第4を除き、」に改める。

第81条第1項に次の1号を加える。

- (12) 政令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（住宅用消火器及び消火器具並びに政令第36条の2の規定により消防庁長官が定めるものを除く。）

第85条の次に次の1条を加える。

(設置の承認等)

第85条の2 署長は、政令第29条の4第1項の規定による必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置について承認をしようとするときは、別に定めるものにあつては、市規則第8条の規定により必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認申請書(第29号様式の2。以下「設置承認申請書」という。)を当該承認に係る関係者に提出させなければならない。

2 署長は、前項の規定による申請があつたときは、承認又は不承認の決定をして、その結果を必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認決定通知書(第29号様式の3)により当該申請者に通知しなければならない。

3 署長は、設置承認申請書に係る工事が完了するまでの間に行った指導の経過について記録しなければならない。

4 署長は、設置の承認を決定し、申請者に通知するときは、当該申請者に設置承認申請書に係る工事が完了した旨を通報するよう指導しなければならない。

5 署長は、第1項の規定により提出された設置承認申請書のうち、別に定めるものにあつては、必要な審査を行った後、局長に送付するとともに、第84条の規定の例により処理しなければならない。

第86条第1項中「ときは」の右に「、別に定めるものにあつては」を加え、「よる資料として、」を「より」に改める。

第87条中「着工届出書」の右に「、設置承認申請書」を加える。

第89条第1項を次のように改める。

署長は、規則第31条の3第1項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した旨の届出書(以下「設置届出書」という。)を当該設置に係る関係者に対し、2通提出するよう指導しなければならない。

第90条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、「を記録するとともに、別に定める

ところにより、設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等及び特例が適用された消防用設備等並びに火炎伝送防止自動消火装置」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、「第83条」の右に「に規定する着工届出書、第85条の2第5項に規定する設置承認申請書」を加え、「着工届出書」を「特例適用申請書」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 署長は、第85条の2第4項の規定により設置承認申請書に係る工事が完了した旨の通報を受けたときは、当該申請書に係る申請事項について検査しなければならない。
第92条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第94条第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設置承認申請書

別表第2資格を証する書面の欄中「第2条の3第3項」を「第2条の3第5項」に改める。

第29号様式の次に次の2様式を加える。

第29号様式の2（第85条の2関係）

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認申請書

(あて先) 京都市 消防署長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）
	電話 ー ㊟

消防法施行令第29条の4の規定による必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置について、承認されるよう申請します。

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	構造及び規模	造 地上 階 地下 階 建築面積 平方メートル 延べ面積 平方メートル
設置する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種類		
上記設備等を設置することにより設置しない通常用いられる消防用設備等の種類		
その他必要な事項		

注 必要な資料を添付してください。

第29号様式の3（第85条の2関係）

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認決定通知書

	様	発 消	第	年	月	号	日
		京都市		消防署長			印

次に掲げる防火対象物について、
 年 月 日付けで申請のあった必要とされる
 防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置に係る承認に関する事項については、決定区
 分に明記したとおり決定したので通知します。

防火対象物	名 称	
	所 在 地	
設置の承認に 関する事項		
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認	
不承認の理由		

備考 該当する□には、レ印がしてあります。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定並びに第55条第2項、第56条第3号、第63条の2（見出しを含む。）、第66条、第80条第1項、第89条第1項及び別表第2資格を有する書面の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の京都市火災予防規程第85条の2の規定による必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置の承認等に関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

(消防局予防部)